

# 入 札 説 明 書

参議院議員通常選挙投票所器材運搬等業務委託

千葉市選挙管理委員会事務局

令和7年6月2日千葉市公告第433号により公告した、「参議院議員通常投票所器材運搬等業務委託」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 委託名

参議院議員通常選挙投票所器材運搬等業務委託

### (2) 委託場所

市内各投票所等

### (3) 委託期間

契約日から令和7年9月5日まで

## 2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
  - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
  - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 公告日から遡って5年の間に、同様の業務（同時に複数か所の催事会場等の設営・撤収等）を履行した実績を有すること。
- (4) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有すること。

### 3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日から令和7年6月6日（金）まで  
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)
- (2) 提出場所 千葉市選挙管理委員会事務局（千葉市役所本庁舎高層棟10階）
- (3) 提出書類
  - ア 入札参加資格確認申請書
  - イ 前記2の競争参加資格（3）を証する契約書の写及び業務内容が確認できる書類（仕様書等）の写
- (4) 提出方法 持参または郵送
- (5) 確認通知 令和7年6月10日（火）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

### 4 質問回答

- (1) 当該業務の仕様に関する質問
  - ア 質問方法  
令和7年6月5日（木）までに、後記9の契約事務担当課宛、別紙質問回答書を電子メール又はFAXにて提出すること。
  - イ 回答方法  
質問に対する回答は、令和7年6月10日（火）までに、全ての申請者に電子メール又はFAXにて行う予定。
- (2) その他、入札参加資格確認申請書の提出及び入札手続等に関する質問  
平日の午前9時から午後5時までの間に、後記9の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

### 5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
  - 日 時 令和7年6月12日（木） 午前11時30分
  - 場 所 千葉市役所本庁舎高層棟10階 M会議室1001
- (2) 入札方法
  - ア 入札書の提出方法  
入札者は、原則として、前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。  
ただし、郵便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書及び後記ウ（ア）積算内訳書を、商号又は名称及び入札件名を記載した中封筒に入れて密封の上、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。
  - イ 入札書に記載する金額  
入札金額は、総額を記載すること。

入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### ウ 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(ア) 積算内訳書

(イ) 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ提出）

#### (3) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第1項の規定に該当する場合は、免除とする。なお、同条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

#### (4) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

#### (5) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

### 6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札の際に、委任状を提出すること。）。

### 7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

なお、再度入札において最低の価格をもって有効な入札を行った者は、指定する日時までに前記5（2）ウ（ア）積算内訳書を提出すること。期限までに提出がない場合、当該入札は無効とする。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は前回の入札で無効とされた者は参加できない。

## 8 契約の手続等

### (1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条の規定に該当する場合は、免除とする。）

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

## 9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号千葉市役所本庁舎高層棟10階

千葉市選挙管理委員会事務局管理班

電話 043-245-5867

FAX 043-245-5893

e-mail [senkyokanri.EL@city.chiba.lg.jp](mailto:senkyokanri.EL@city.chiba.lg.jp)